

第46号議案

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年6月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成13年足立区条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表住宅地区Aの項ア欄を次のように改める。

次に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 住宅
- 2 共同住宅
- 3 診療所
- 4 学校、図書館その他これらに類するもの(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)
- 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 7 店舗、飲食店その他これらに類する用途のものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの
- 8 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの
- 9 自家販売のための食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- 10 非常災害用の倉庫、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
- 11 前各号の建築物に付属するもの
- 12 建築物に付属する自動車車庫で、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の7の2第3号及び第4号に掲げるもの

別表住宅地区Bの項ア欄を次のように改める。

次に掲げる用途の建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 共同住宅
- 2 診療所
- 3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 4 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途のものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内で、かつ、2階以下に設けるもの
- 6 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内で、かつ、2階以下に設けるもの
- 7 自家販売のための食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- 8 非常災害用の倉庫、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
- 9 前各号の建築物に付属するもの
- 10 建築物に付属する自動車車庫で、建築基準法施行令第130条の7の2第3号及び第4号に掲げるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地区計画の変更に伴い規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。